

新旧対照表

改正前	改正後
<p>別記</p> <p>等級別技術職員数基準 (略)</p> <p>D 1 (略)</p> <p>D 2 VE提案等に関する評点 前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の工事においてVE提案を行った建設業者に対し1工事につき10点加算する。さらに、採用された提案の場合は1工事につき<u>15</u>点加算する。なお加点は、最大<u>50</u>点とする。</p> <p>D 3～D13 (略)</p> <p><u>D14</u> 参加停止措置を受けた場合の減点 前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に、静岡県建設工事等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく参加停止措置を受けた建設業者に対し、1か月につき（1か月未満切り上げ）10点を減点する。ただし、参加停止措置を受けた原因発生日が平成25年4月1日以降の場合は、1か月につき（1か月未満切り上げ）20点を減点する。</p>	<p>別記</p> <p>等級別技術職員数基準 (略)</p> <p>D 1 (略)</p> <p>D 2 VE提案等に関する評点 前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の工事においてVE提案を行った建設業者に対し1工事につき10点加算する。さらに、採用された提案の場合は1工事につき<u>20</u>点加算する。なお加点は、最大<u>30</u>点とする。</p> <p>D 3～D13 (略)</p> <p><u>D14</u> <u>若手技術者育成型入札に関する評点</u> <u>前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の工事において若手技術者配置確認通知書を交付された建設業者に対し10点加算する。</u></p> <p><u>D15</u> <u>小規模修繕委託に関する評点</u> <u>前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の小規模修繕委託を受注し、業務を完遂した建設業者に対し10点加算する。</u></p> <p><u>D16</u> 参加停止措置を受けた場合の減点 前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に、静岡県建設工事等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく参加停止措置を受けた建設業者に対し、1か月につき（1か月未満切り上げ）10点を減点する。ただし、参加停止措置を受けた原因発生日が平成25年4月1日以降の場合は、1か月につき（1か月未満切り上げ）20点を減点する。</p>

